

九州本土の再生可能エネルギー発電設備に対する接続申込みの回答保留概要
(平成 26 年 10 月 21 日改定版)

1 適用対象

発 電 設 備：「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」
に規定される全ての再生可能エネルギー発電設備

電 圧 種 別：低圧、高圧、特別高圧

申込み区分：新規申込み（事前相談、接続検討、接続契約^(注1)）

既 申 込 み（事前相談、接続検討、接続契約^(注2)）

（注 1）ご家庭用の太陽光など低圧 10kW 未満（余剰買取）は、当面对象外

（注 2）以下については、対象外

低圧…工事費負担金請求書を送付済みのもの

または、9 月 24 日までに申込みを完了しているもの（敷地分割を除く）
ただし、9 月 24 日時点の申込み内容からの変更（増設および設置形
態の変更）は、原則として回答保留の対象

※下線部分は今回の変更箇所

高圧・特別高圧…接続契約申込みに対し、系統連系承諾通知書を送付済みのもの

なお、回答保留期間中においても、事業者さまが太陽光・風力発電設備への蓄電池の併設や、バイオマス・地熱・水力発電の出力調整など、昼間に電力を系統へ流さない方策をご提案される場合は、電力の安定供給に影響を及ぼさないことから、個別に協議をさせていただきます。

2 適用開始日

平成 26 年 9 月 25 日

以 上